



放課後子ども総合プラン延長時間の利用者負担の見直しについて

1 放課後子ども総合プランとは

児童館、児童センターや小学校の空き教室等を活用し、留守家庭の児童などが放課後等に安全で安心して過ごせる居場所を確保するとともに、多様な体験・活動の場を提供することを目的に、平成20年度から実施

留守家庭の児童のほか、希望児童（理由にかかわらず、利用を希望する児童）を全ての学校区（54校区）で受け入れることを目標として取組みを継続

(1) 利用対象者 市内小学校の 1年生から6年生

(2) 実施施設数、登録児童の状況

	令和2年度	平成20年度
プラン実施校区	54校区	4校区
実施施設数	90施設	61施設
児童館・センター	39施設	42施設
子どもプラザ（小学校内）	49施設	4施設
児童クラブ	2施設	15施設
登録児童数（a）	8,718人	5,250人
小学校児童数（b）	19,162人	22,418人
登録率（a/b）	45.5%	23.4%

留守家庭＋希望児童	40校区
留守家庭＋希望児童の一部	8校区
留守家庭のみ	6校区

※ 児童数は、いずれも5月1日現在

2 長野市のこれまでの取組みと課題

これまでの主な取組み

● 施設整備の促進

- 児童館・児童センター整備
- 児童の生活環境向上のための整備(気象や生活様式の変化に伴うエアコン整備、トイレ洋式化等)

● 放課後子ども総合プラン事業への転換

- 「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」の一体化、長野市版放課後子どもプラン実施
- 小学校の空き教室などの利用拡大
- 受入対象学年を全学年に拡大、市内54小学校区での実施

● 就労以外の理由による児童の利用拡大

- 市内48小学校区での受入れ(公設88施設のうち68施設)
- 全校区実施への取組みを継続

● 開館(実施)時間の延長 (H24年度～)

- 朝、夕方の30分または1時間の延長

取組みが必要な課題

① 開館(実施)時間延長施設の拡大

- ✓ 女性のキャリア意識の変化、6割近い核家族世帯率や共働き世帯・ひとり親世帯など留守家庭の増加
- ✓ 現在は18時30分までの開館施設が大半、市内保育所は62.5%が19時まで → いわゆる「小1の壁」に

市の基本的な取組み方針

放課後子ども総合プランについては、地域の実情や保護者の意向を踏まえて、実施時間の延長に努める。(第二期(R2～6年度)長野市子ども・子育て支援事業計画)

② 事業実施体制の見直し

- ✓ 家庭・小学校との連携充実、GIGAスクール構想など新たな学び方への対応や多様な体験・学びの提供、大学機関等との連携・協力関係の構築
- ✓ 特に配慮を要する児童の理解、個々の児童に応じた(適した)きめ細やかな支援、専門知識の向上

様々な課題に対応しつつ、サービス向上を図るよう、より市が密接に関わる事業実施体制が必要

(1) 現在の実施状況

(全90施設)

	開始時間			終了時間		
	7:30	8:00	8:30	18:00	18:30	19:00
登校日	—	—	—	9施設	77施設	4施設
学校休業日	3施設	85施設	2施設	9施設	77施設	4施設

- 平成24年度から開館時間の前倒しや閉館時間の延長を実施
- 登校日の18:00以降、学校休業日の8:30以前及び18:00以降、施設ごとに1時間の範囲内で実施時間を設定
- 30分延長施設が大半(夕方19:00まで開館している施設は、4施設のみ)
- 延長時間利用登録児童の割合は年々増加傾向 (H24年度 14.2% → R2年度 40.2%)
- 一方、市内保育所の**時間外保育**や幼稚園の**時間外預かり**は**夕方19:00までが主流** (市内保育所72施設中 45施設(62.5%))
- 保育所で時間外保育等を利用していた保護者からは、保育所等と同様に放課後子ども総合プラン事業でも19:00まで延長利用の要望
- ◎ 保護者が共働きでも安心して働けるよう対策するためには、応分の負担を求めても延長時間のサービスの実施が必要

② 1時間延長する施設の拡大に当たっての課題と対応

【課題①】 担い手の確保

- 現在も延長時間帯の職員確保さえ厳しい状況の中で、各施設で延長時間の拡大に対応できるような体制づくりが必要

一部施設での1時間延長の「試行」

令和3年4月から実施
試行の中で、職員配置など課題解決に向けた検討を促進

【課題②】 利用料金の設定方法

- 現在の利用料金の設定(条例)では、施設ごと一律に延長時間を定める仕組み
- 30分延長施設を1時間延長施設に変更した場合、30分のみ利用したい希望者も一律に料金が引き上がり、負担が増加

延長利用料金の見直し (条例改正)

(現行) 30分延長施設 350円/月
1時間延長施設 700円/月

「行政サービスの利用者の
負担に関する基準」

1人30分当たりコスト **2,112円/月**
(令和元年度決算ベース)

児童館利用者負担割合 **50%**
1人30分当たり **1,056円/月**

(激変緩和措置を適用した場合)
1人30分当たり 525円/月

【課題③】 運営コストの増加

- 利用者へのアンケートでは、希望者が6%程度と通常時間帯より利用が少ないと見込み
- 職員配置基準に沿った体制を確保する必要があることから、児童1人当たりのコストがさらに高くなる可能性

施設ごと一律での利用料金の設定や金額の見直しについて、長野市社会福祉審議会に諮問

4 長野市社会福祉審議会(児童福祉専門分科会)での審議経過

(1) 議論のポイント及び委員の意見

議論のポイント	委員の意見
① 延長時間の料金体系について	○ <u>制度の利用しにくさの解消や負担の公平感の観点から、利用する時間に応じた30分単位の料金体系に見直すことが必要</u>
② 延長時間の利用料金の引上げについて	○ <u>運営コストとの乖離が大きい現状を踏まえ、引き続き延長時間のサービスを安定的に実施するとともに、延長時間の利用者と利用しない場合との負担の公平性を確保するという観点から、引上げが必要</u>
③ 延長時間の利用料金の金額について	○ <u>新型コロナウイルス感染症拡大の影響による現在の経済・社会状況と、放課後の児童の居場所という本事業の福祉サービスとしての面、さらに、利用者にとっての金額単位の分かりやすさという観点から、30分当たり月額500円とするのが適当</u>
④ 料金体系の見直し及び延長時間の利用料金の改定の時期について	<p>[令和3年10月が適当とする意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>負担の不公平感の是正を考慮するならば早期に見直すべき</u> ● <u>年度途中で料金改定を行うことで、利用者がサービスの内容を考える機会にできるのではないか</u> <p>[令和4年4月が適当とする意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>利用者に対する十分な周知期間の確保や料金改定に伴う事務処理の混乱を避ける観点から、学年の切替え時が良い</u> ○ <u>新型コロナウイルス感染症拡大による各家庭への経済的な影響が厳しい中で、年度内の料金の引上げは好ましくない</u>

(2) 結論(令和3年4月答申予定)

- ① 延長時間の料金体系は、1時間または30分と定める施設の延長時間による区分から、**30分ごとの利用した時間による区分**に見直す。
- ② 延長時間の利用料金は、登録児童一人につき**30分当たり月額500円**に見直す。
- ③ 延長時間の料金体系の見直し及び利用料金の改定の時期は、**令和4年の4月**とする。

(3) 市の方針(案)

社会福祉審議会の答申を尊重し、令和4年4月から延長時間の料金体系の見直し及び利用料金の改定を行う。

料金体系:1時間または30分と定める施設の延長時間による区分から、30分ごとの利用した時間による区分へ見直し

利用料金:登録児童一人につき30分当たり月額350円から、同500円に改定

1時間延長する施設の拡大による影響額及び利用料金改定による収入見込みの試算

① 運営に係るコスト

延長時間の拡大に伴う事業費(人件費・光熱水費等の委託料)の増加

1施設当たり 約40万4千円/年
(未実施86施設計 約3,470万円/年)

人件費:最小配置2人のみとして約37.4万円/年
光熱水費:170.55円/時間 ×年170時間=約3万円/年


② 利用料金収入

延長時間の利用料金引上げに伴う収入の増加
約487万3千円/年 (減免適用前)

現在1時間延長施設を利用している者のうち、10%が引き続き1時間延長を利用(90%は30分延長に短縮)すると仮定

1時間延長施設利用延人数: 1,706人(R元年度実績)
30分延長施設利用延人数:34,194人(同上)

5 今後のスケジュール(案)

時期		内容	
令和3年	4月2日	○ 部長会議(審議経過報告)	○ 一部施設での1時間延長試行開始
	4月7日	○ 政策説明会(同上)	
	4月21日	○ 児童福祉専門分科会からの報告、社会福祉審議会での決定	
		○ 社会福祉審議会からの答申	
	5月	○ 臨時部長会議(条例議案※)	
		○ 政策説明会(同上)	
	6月	○ 市議会定例会(条例改正※)	
	7月～	○ 利用者への周知	
10月	○ 令和4年度利用申込開始		
令和4年	4月	○ 料金改定実施	

※ 長野市放課後子ども総合プラン事業の実施に関する条例